

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 23 | 後期高齢者医療保険の保険料の徴収に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、後期高齢者医療保険の保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療保険の保険料の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>柴田町では、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の保険料の徴収に関する事務を行っている。保険料の徴収方法は、年金からの天引きによる特別徴収と直接納付をする普通徴収での納付がある。特別徴収の場合、年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合納付書を発送する。</p> <p>なお、以下の事務を適切に遂行するため特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>○保険料の徴収事務</p> <ul style="list-style-type: none">①納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知②保険料の徴収に係る事務③後期高齢者医療保険料に係る証明書の発行④資料の提供等に係る事務 <p>〈公金受取口座情報の利用〉</p> <p>給付の支給に関して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</p> <p>対象事務：後期高齢者医療の保険料の還付</p> |
| ③システムの名称 | ・宮城県後期高齢者医療広域連合標準システム、後期高齢者医療電算処理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|-------------------|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表85の項 |
|--------|-------------------|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) : 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117項 (情報提供の根拠) : 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115項 番号法第9条別表における公金受取口座照会の根拠 ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25項 ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第56条および第104条 | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-------|
| ①部署 | 健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康推進課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2114 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行ったうえで健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定期間情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 柴田町研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 | |

